

氏名	かわねたくろう 河音琢郎
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	論経博第329号
学位授与の日付	平成18年7月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	アメリカの財政再建と予算過程

論文調査委員	(主査) 教授 植田和弘	助教授 坂出 健	助教授 諸富 徹
--------	-----------------	----------	----------

論文内容の要旨

本論文は、1970年代から1990年代末までのアメリカ連邦財政を対象として、財政赤字の巨額化から財政再建にいたる歴史過程を、同時期に進行した連邦予算過程の構造変化との関係において分析した労作であり、以下に示す3つの論点の解明を課題としている。

第1の課題は、財政再建という政策課題の浮上が、連邦議会を中心とした予算過程の構造をいかに変容させたのか、という課題である。当該時期の予算過程の構造変化を、旧来的な増分主義的予算編成過程に対して、財政規律の制度的規範が、紆余曲折を経ながら形成・確立されていくプロセスとして把握される。

第2の課題は、構造変化を遂げた予算過程が1990年代の財政再建に果たした意義と役割を確定することである。1990年代のアメリカ経済の長期的活況と冷戦終結という財政再建にとっての好条件を与件として、これらの条件により得られた予算資源を減税や支出増によって費消することなく、財政赤字削減へと誘導する役割を果たしたものとして、財政規律の制度的規範の意義が与えられる。

第3の課題は、当該時期の財政再建をめぐる政策対立の構図を、財政思想の領域にまで踏み込んで明らかにすることである。政策対立の構造が、厳格で急進的な均衡予算を求める共和党内の保守派と、現実主義的なそれ以外の勢力によって形成された緩やかな政治連合との対立として把握され、両者の対立の本質を、増分主義的予算政治に対する政治スタンスという点から理解される。

本論文は、上記課題を序章において明示した上で、研究対象を歴史的に分析する第1部(第1～3章)、その理論的把握を試みる第2部(第4・5章)、結論を述べた終章とで構成される。

第1章では、1970年代の予算過程が財政再建時代の前史として位置づけられ、分析される。財政収支ギャップの恒常化と制御不能予算の比重増大に規定されて、予算配分のみで特化した従来型の増分主義的な議会予算過程の限界が明らかとなり、その反省から1974年議会予算法の制定へと結実することが指摘される。同法は、その後の予算総額レベルでのマクロ予算制御のための制度的基盤を提供するものではあったが、財政規律を担う政治主体が不在であったため、形式的枠組みの域を出るものとはならなかったことが明らかにされる。

第2章では、1980年代の予算過程が、財政赤字の巨額化に規定されながら、財政規律をめぐる予算過程の構造変化が本格的に展開した時代として分析される。減税および「小さな政府」という政策提起と抱き合わせに厳格な均衡予算ルールの確立を主張する共和党内の保守派が原理的保守派と規定され、リコンシリエーションの導入やGRH法制定など、原理的保守派が主導して進めた予算過程の変革の内容が分析されるとともに、原理的保守派の予算改革が逆に財政赤字の巨額化とその恒常化をもたらしたメカニズムの解明に焦点が当てられる。

第3章では、1990年代の財政再建を導く制度基盤となったBEAシステムの形成過程が財政再建に結実したメカニズム、さらにBEAシステム下での財政再建をめぐる政策対立が分析される。BEAシステムは、従来は裁量的経費に対する上限設定(CAP制)と義務的経費に対する相殺原則として理解されることが一般的であったが、これらに加えて、財政規律に

従った予算過程を導く上でのリコンシリエーションの意義が強調される。さらに、BEA システムが、原理的保守派を排除した、緩やかな超党派予算サミットによって形成された点に着目し、BEA システムの形成とその下での財政再建の過程が、両者の対立として分析される。

第4章では、ウィルダフスキーによって提唱された増分主義的予算編成過程という概念の再検討を通じて、予算過程の構造変化が理論化される。ウィルダフスキーの増分主義が、狭義の増分主義的予算手法と広義の増分主義的予算政治との二つの構成要素よりなるものとして再定義される。さらに増分主義的予算政治の今日的残存と、それに対する財政規律の論理との階層的構造として今日の予算編成過程が把握され、両者の相互関係の分析を通じて、現代アメリカ連邦予算過程の全体構造の把握が試みられる。

以上をふまえて第5章では、アメリカ財政再建に関する既存の諸研究の整理と特徴づけが行われ、本論文の理論的立脚点が明確化される。さらに終章では、増分主義的予算政治と財政規律の論理との階層的相互構造という本論文の提起がもつ今日的妥当性が、現代アメリカ連邦財政が抱える課題と対照させつつ検証され、本論文全体の結論とされる。

論文審査の結果の要旨

アメリカ連邦財政収支の動向は、今日に至るまでアメリカ経済のみならず世界経済を規定する主要な要因の一つであるが、本論文は、1970年代から1990年代末に至るアメリカ連邦財政が、財政赤字の巨額化から財政再建へと至る歴史的過程に関して、連邦財政構造の変貌と同時に進行した予算制度・予算政治の構造変化との相互関係分析という観点から行った総合的な実証研究である。予算制度改革とそれをとりまく議会予算過程における政治的諸主体の動向と役割に着目し、その丹念な実証分析を行い、予算編成過程の構造変化を増分主義的予算過程からそれを規制する包括的予算過程への発展として、さらに、今日の予算編成過程のメカニズムを増分主義と財政規律との階層的相互関係として理論化し、今後の予算論研究の共通の基盤となりうる成果をあげた。このことは、本論文の基本的な特徴であり、貴重な学術的貢献として評価できる。

本論文において特に高く評価されるべき諸点をあげれば、以下のとおりである。

第1に、従来の予算論において支配的な学説をなしてきたウィルダフスキーの増分主義の概念を、予算手法のレベルにおける増分主義的予算手法と、それを土台として展開される増分主義的予算政治との2つの構成要素を持つものと再定義し、1970年代以降のアメリカ予算過程の構造を増分主義的予算政治の残存と、それを規制する財政規律の論理との階層的相互関係として、明らかにしたことである。動的に展開する今日のアメリカ予算過程の総体的な構造を把握することが可能になったという点からも、また予算論において増分主義理論の有する今日的な意義と限界が明らかにされたという点からも貴重な学術的貢献であり、高く評価できる。

第2に、1990年代の財政再建における予算制度上のフレームワークとして有効に機能したとされてきたBEA システムの評価に新たな視点を提供していることである。これまでBEA システムは、裁量的経費に対する上限設定と義務的経費に対する相殺原則との2つの構成要素を柱として理解されてきたのに対して、本論文では、こうした制度改革に加えて、リコンシリエーションの果たした意義と役割が明らかにされている。アメリカ財政再建のための予算制度改革のより総合的な解明に寄与した成果として高く評価できる。

第3に、1980年代以降のアメリカ財政再建をめぐる論争をリードした共和党内保守派の財政思想を古典的均衡予算論とは区別し、減税と小さな政府を促進させる上での政策イデオロギーとしての位置を占めるものであったことを明らかにしたことである。このことにより、予算過程において最も厳格に均衡予算を主張しながら1990年代における財政再建のキャスティング・ボードを握れず、同時に、連邦議会において多数派の地位を占め、自ら示増分主義的予算政治の利益に与する段に至って急速に均衡予算の主張を後退させていく保守派の錯綜した現実が、整合的に説明されうる観点が提示されており、興味深い。

第4に、上記のようなアメリカ予算過程の構造把握に立脚した上で、アメリカ財政再建に果たした制度改革や予算政策の意義を明確に指摘したことである。これまで、財政再建に対する政策上の効果は、景気動向をはじめとした経済環境や、冷戦終結による軍事費削減効果など、予算政策にとっての外的環境の変化と同列視して論じられてきた。これに対して、本論文では、景気拡大・冷戦終結という外的環境によってもたらされた財政再建にとっての好条件が、支出増大や減税によって

費消されることを防ぎ、これらの条件を財政赤字削減に振り向けたものとして、財政再建に果たした予算政策の役割が位置づけられている。財政再建と政策対応との関係把握に新たな視点を提示するものであり、学術的貢献として評価できる。

以上のように、本論文は、高く評価されるべき諸点を有するが、同時に、今後深められるべき研究課題もいくつか残されている。

まず、予算過程における増分主義的予算政治に関して、分析の対象が連邦議会内部における予算配分の過程に限定されていることである。増分主義的予算政治がアメリカ経済および経済政策過程において持つ意味を明らかにするためには、連邦予算とアメリカ経済過程における地域的・階層的な利益分配構造の分析が必要となろう。また、1970年代以降の予算過程の改革課題は、財政再建というマクロ予算上の課題に限定されたものではない。1993年政府業績・結果法制定以降進められてきた、政策評価やパフォーマンス・ベースド予算などの行財政改革の試みは、著者が着目した増分主義的予算編成をマイクロ予算編成のレベルにおいて改革しようとするものであり、アメリカ予算過程の今日的な構造は、こうしたマイクロ予算改革の動向分析を加味することで、総合的に明らかにすることができよう。さらに、予算編成過程に分析が限定されているが、政策過程にとっての前提である経済過程、とりわけ、対外経済をも視野に入れた分析が望まれる。同時に、予算編成との関係であるべき財政民主主義論も深められるべきであろう。

しかし、以上のような課題は、本論文における今後のさらなる発展の方向性を述べたものであり、本論文の達成した学術的成果を何ら損なうものではない。よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成18年6月22日に、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。